

幼保連携型 木の川認定こども園

園則 兼 運営管理規程

第1条【施設の目的】

社会福祉法人「弘徳会」が設置する幼保連携型・木の川認定こども園（以下「当園」という）は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

南海トラフの大地震に備え、大地震・大津波の発生時に避難を必要としない安全な高台に「認定こども園」を設置することで、利用者である保護者が安心して子どもを通園させることが出来る環境を整える。2020年度に始まる小学校の英語の義務教育に備え、英語の専門教師との触れ合いの中で、楽しく自然に英語への興味を深めていけるようにする。

第2条【運営の方針】

- (1) 当園は、良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指し、健全な心身の基礎を培い、自立、協調性と道徳心を養うことを保育の目標とし、幼児期から良質な教育を行うことで非認知能力を高め、英語に親しみ取り組んでいけるようにすることを教育目標とする。
- (2) 当園は、当園を利用する小学校就学前子ども（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重し、常に園児の立場に立ち、教育・保育を提供するよう努める。
- (3) 当園は、園児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス、若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 保育の目標
健全な心身の基礎を培い、自立、協調性を大切にして、道徳心を養うことを保育の目標とし、共生の喜びを感じることができるところの育成を行う。
- (5) 教育の目標
 - ① 元気な子ども(安心)
木ノ川の自然を十分に活かしながら、人と自然のかかわりを大切にし、笑顔いっぱい元気な子どもを育てます。
 - ② 思いやりのある子ども(調和)
豊かなで安心な地域、そして家庭や保育者のやさしさに囲まれ、心地よい居場所、自己発揮や自己表現できるような環境をつくり、育ち合う仲間を大切にする思いやりのある子どもを育てます。
 - ③ 考え行動する子ども(知恵)

日常生活で見たり、聞いたり、触れたりする中で、豊かな感性を養い、良いことや悪いこと、正しいことや誤ったことに気づき、身近なことに意欲的に取り組み考え行動する子どもを育てます。

第3条【名称及び所在地】

当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(名称) 木の川認定こども園

(所在地) 和歌山県新宮市木ノ川 380 番地

第4条【入園資格】

当園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び、満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

第5条【提供する教育・保育の内容】

当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という）及びその他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）に基づき、園児の心身の状況等に応じ、教育・保育を提供する。

第6条【保護者に対する子育て支援の内容】

- (1) 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。
- (2) 当園は子育て支援事業として、次の事業を実施する。
 - ① 教育・保育相談事業として、電話相談、及び、来園にて個別相談
 - ② 地域の不登校児童やイジメ等の相談として、電話相談、及び、来園にて個別相談
 - ③ 前項の子育て支援事業は、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとし、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

第7条【職員の職種、員数及び職務の内容】

当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は園児数により変動することがある。

(1) 園長1人（常勤専従）

職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長2人（常勤専従）

園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育・保育をつかさどる。

(3) 保育教諭 14 人（常勤専従 11 人、非常勤 3 人）

園児の教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録、家庭連絡等の業務を行う。

(4) 英語講師並びに保育補助 2 人（常勤専従 2 名）

保育教諭を助け、園児の教育・保育をサポートする。

(5) 管理栄養士 1 人（常勤専従）

園児の発達段階に応じ、0 歳児の離乳食、満 1 歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、栄養に関する食育を園児や保護者に向けて行う。

(6) 看護師 1 人（常勤専従）

園児の健康状態並びに発育及び発達状態を把し、心身の健康管理を行うとともに、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(7) 調理員 3 人（常勤専従 1 人）

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 事務職員 1 人（常勤専従）

園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(9) 用務員 1 人（常勤専従）

園の運営に必要な施設や庭木の管理等を行い、通園バスの運行を行う。

(10) 園医 1 人（嘱託）

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談指導を行う。

(11) 園歯科医 1 人（嘱託）

園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(12) 園薬剤師 1 人（嘱託）

当園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

第 8 条【学年及び学期】

当園の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。1 学年を次の 3 学期に分ける。

- (1) 第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで
- (2) 第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 9 条【教育・保育の提供を行う日】

- (1) 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に

関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日、及び、翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

(2) 支援法第 19 条第 1 項第 1 号の子ども（以下「1 号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 冬季休業 12 月 26 日から 1 月 6 日まで
- (2) 土曜日
- (3) 夏季休業 8 月 10 日から 8 月 20 日まで
- (4) 3 月卒園式後
- (5) 学年始休業 4 月 1 日から入園式まで

【1 号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 8 時 00 分～午後 3 時 30 分
預かり保育	保育時間	午前 7 時 30 分～午前 8 時 00 分 午後 3 時 30 分～午後 7 時 00 分
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末・年始（12 月 26 日～1 月 6 日）	
	夏季（8 月 10 日～8 月 20 日）※希望保育受付期間	
	春季（3 月 26 日～4 月 5 日）※希望保育受付期間	

【2 号・3 号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 8 時 00 分～午後 4 時 30 分
延長保育	保育標準時間	朝：午前 7 時 30 分～午前 8 時 00 分 夕：午後 4 時 30 分～午後 6 時 30 分 有料延長保育：午後 6 時 30 分～午後 7 時 00 分
開所時間	月～金曜日	午前 7 時 30 分～午後 7 時 00 分
	土曜日	午前 7 時 30 分～午後 5 時 00 分
休業日	日曜日・祝日	
	年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

第 10 条 【教育・保育を提供する時間】

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。月曜日から金曜日 午前 8 時 00 分から午後 4 時 30 分ま

でとする。ただし、当園が定める教育時間以外の時間帯において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、当園が定める教育時間と開所時間の間に一時預かり（預かり保育）を提供する。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間） 当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とし、月曜日から金曜日 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までとする。土曜日 午前 7 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。ただし、当園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11 時間）と開所時間の間に延長保育を提供する。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間） 当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。
月曜日から金曜日 午前 8 時 00 分から午後 4 時 30 分までとする。土曜日 午前 7 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。ただし、当園が定める保育時間（8 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間（8 時間）と開所時間の間に延長保育を提供する。

(4) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。月曜日から金曜日 午前 7 時 30 分から午後 7 時までとする。土曜日 午前 7 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

第 11 条【利用料その他の費用等】

- (1) 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、当園に支払うものとする。
- (2) 前項に定めるもののほか、別表 1 に掲げる当園の教育・保育の提供における便宜に要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとし、上乗せ徴収を行うものとする。

第 12 条【利用定員】

利用定員は、次のとおりとする。「本園」の利用定員は 75 名で、子ども・子育て支援法（以下「法」という）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに次のとおり定める。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 号定員				15 人		
2 号定員				34 人		
3 号定員	5 人	21 人				

第13条【入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項】

- (1) 当園は、市町村から教育・保育の実施について、支給認定を受けた1号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除きこれに応じる。
 - ① 利用定員に空きがない場合
 - ② 利用定員を超える利用の申込があった場合
 - ③ 当該入園申込者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- (2) 1号子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
 - ① 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
 - ② その他の者は選考し、入園させる。
- (3) 支援法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号子ども」という。）及び同項第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- (4) 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- (5) 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- (6) 当園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
 - ① 支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき
 - ② 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき
 - ③ 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
 - ④ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

第14条【修了】

園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

第15条【緊急時等における対応方法】

- (1) 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- (2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、新宮市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- (3) 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

第16条【非常災害対策】

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

第17条【虐待の防止のための措置】

- (1) 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずる。
 - ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - ② 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - ③ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - ④ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 前項第2号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいう。
- (3) 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に従い、新宮市、児童相談所等適切な機関に通告する。

第18条【苦情対応】

- (1) 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- (2) 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- (3) 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

苦情受付担当者	理事長 西 昭嘉	苦情解決責任者	園長 丸本知加子
苦情解決第三者委員	監事 前田英利	0735-31-5395	評議員 山本秋子 0735-31-7926

第19条（安全対策と事故防止）

- (1) 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- (2) 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- (3) 当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- (4) 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- (5) 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、新宮市にも報告する。

第20条【健康管理・衛生管理】

- (1) 当園は、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて入園時及び毎年度2回（そのうち1回は6月30日までに行うものとする）実施する。
- (2) 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

第21条【保護者に対する支援】

- (1) 当園は、障害や発達上の支援を必要とする園児とその保護者に対しては、子ども発達支援センター等関係機関と連携を取りながら、十分な配慮のもと教育・保育の提供を行うとともに、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。
- (2) 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

第22条【業務の質の評価】

- (1) 当園は、認定こども園法施行規則第23条に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。
- (2) 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回は行い、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

第23条【秘密の保持】

- (1) 当園の職員は、コンプライアンスを遵守し業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。
- (2) 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- (3) 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- (4) 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する旨を、雇用契約に記載する。

第24条【記録の整備】

当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画5年間
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録5年間
- (3) 市町村への通知に係る記録5年間
- (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録5年間
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録5年間

第25条【その他運営についての重要事項】

当園は、保育士等の資質向上を図るための研修の機会を設ける。

- (1) 新宮市保育協議会ならびに和歌山県保育協議会、日本保育協会等の研修会に積極的に参加する。
- (2) 園内研修を年に複数回行い、保育の質の向上を図る。

附則 この規程は令和5年4月1日から施行する。

【別表1】

	認定区分	保育料	給食費（自費）		教育費
			主食代	副食代	
三才以上	教育標準時間 1号認定	無料	500円	4,500円	4,000円
	保育認定 2号認定	無料	500円	4,500円	4,000円
三才未満	保育認定 3号認定	全額負担	保育料に 含む	保育料に 含む	保育料に 含む
名目		金額			備考
保護者会費		月額500円			保護者会運営費
通園バスを利用する方		月額3,000円 ※ご兄弟で乗られる場合は2人目は半額			1回片道 150円
1号認定の延長利用料		早朝保育料 7:30~8:00 午後の延長保育利用料 16:30~18:30			30分150円
2号・3号認定の延長利用料		延長保育料 18:30~19:00			30分150円

※ 教育費の内訳（令和5年度）
（教育費の不足分は運営費を使用します）

人件費	2,520,000円
教材費（コピー代を含む）	50,000円
小計	2,570,000円
令和5年度 徴収予算額	2,304,000円
合計	-266,000円